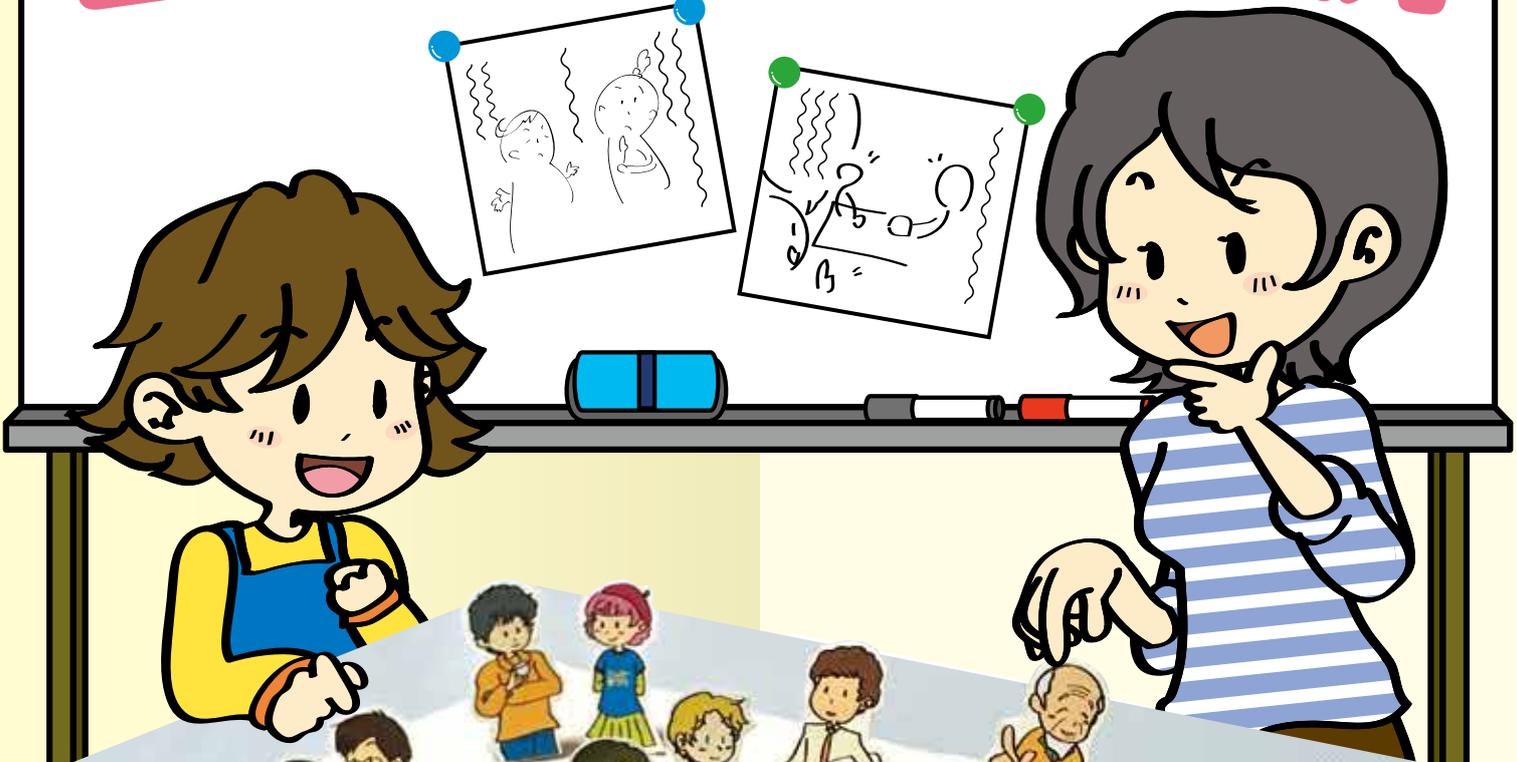
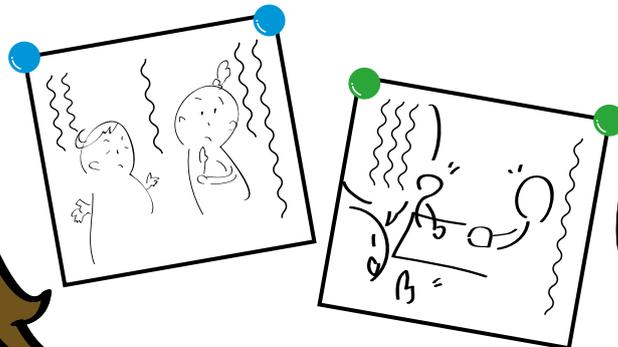


4コママンガでわかる

# 日進市自治基本条例



日進市

# 日進市自治基本条例 施行10周年!

皆さんは、「日進市自治基本条例」を知っていますか?市民の皆さんが「住みやすい」、「いつまでも住み続けたい」と思えるまちづくりを… そんな思いを実現するために本市では、平成19年10月にまちづくりの基本ルールを定めた「日進市自治基本条例」を施行しました。

## 自治基本条例の概要

自治基本条例は、前文と本文で構成されています。前文では、市民と市議会議員、市の執行機関が、愛着と誇りを持って暮らせる日進市を守り育てていくという条例の目指すべき姿が述べられています。本文では、市民の権利、市民、市議会、市長の役割と責務、市民参加と協働、市政運営に関する仕組み、常設型住民投票について規定しています。

条例の  
本文などは  
こちらから

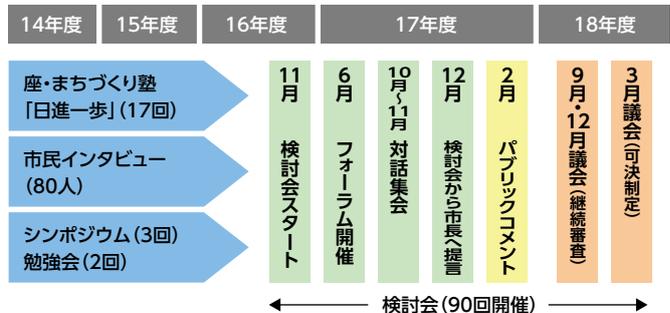


## 自治基本条例ができるまで

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方分権が進み自治体は自己決定、自己責任が問われるようになり、住民が自主的に地域の課題や行政に関わりを持つようになってきました。

このような背景の中、日進市でも自分たちのまちを自分たちで育てていくためのルール(自治基本条例)を定め、「市民主体の自治」の実現を目指すことになりました。

自治基本条例の制定にあたっては、座・まちづくり塾「日進一歩」や、市民インタビュー、90回以上の検討会を通じて、延べ1,000人以上の市民の皆さんによる議論を重ねてきました。



## 自治基本条例の大切なテーマ

自治基本条例の大切なテーマは、「市民参加」と「市民自治活動」の推進。「市民主体の自治」を実現するために、この2つのテーマに取り組んでいくことが重要です。

### 市民参加

市の意思形成それぞれの過程において、市民が自主的に関わることをいいます。

### 市民自治活動

市民が、住みよいまちづくりを目指し、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

## 自治基本条例を身近なものとして感じていただくために

- 自治基本条例の理念が普段の生活にも関係している、「自分ごと」なんだと感じていただけるよう、自治基本条例の大切なテーマである「市民参加」と「市民自治活動」について、普段の生活でもあるような身近な出来事を交えたストーリーの4コママンガを作成しました。

※広報にっしん2017年10月号から2018年3月号までの全6回にわたり掲載

- マンガのストーリーづくりにあたっては、市民活動団体「場リスタNext」、名城大学都市情報学部昇秀樹教授及びそのゼミ生の皆さんにご協力いただきました。

- マンガの作画は、市内在住のデザイナー鈴木優子さん(くすちゃん)です。



場リスタNextさん



名城大学都市情報学部のゼミ生の皆さん



ニッシー

# し みん じ ち かつ どう へん 市民自治活動編

## 市民自治活動とは？

市民が、住みやすいまちづくりをめざし、  
自主的に行う多様な公益的活動のこと

### 日進市自治基本条例(市民自治活動)

- 第16条 市民は、それぞれの地域において、住民自治組織等によるコミュニティ活動を通じ、市民自治活動の推進に努めます。
- 2 市民は、NPO等によるコミュニティ活動やボランティア活動を通じ、それぞれの役割のもとで、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めます。
  - 3 市民は、コミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り育てるよう努めます。
  - 4 市の執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。
  - 5 前項に規定する市民自治活動の支援に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

岩藤町  
天王祭



香久山  
ウォークラリー



530運動



NPO団体による  
庁舎花壇花植え



解説

普段何気なく行っていることも実は  
公益的な活動だったりします。一歩  
進んで、NPO活動やボランティア  
活動を通した市民自治活動に取り  
組んでみませんか。

(自治基本条例第16条第2項より)



## ストーリー発案者からのコメント

私はもともと日進在住の女性を「ニッシンデレラ」と呼んでいました。そこからインスピレーションを得て「ジチデレラ」というタイトルを思い付いたのですが、そこから原画が仕上がるまではとても早かったです。

私の制作チームは女性3人、華やかな題名とイメージに意気投合。4コマのイメージを劇にして演じたところ大HIT。「普段何気なくしていることが周りの役に立っている」ということに気づき、自信をもって生活する人が増えればうれしい限りです!



場リスタNext  
財部真希子さん(写真左)



解説

区や自治会等の「地縁型」のコミュニティによる活動は、身近な市民自治活動の一つです。その担い手になるのに年齢は関係ありません。誰もが主体的に関わることで、地域のことも自分ごとになります。  
(自治基本条例第16条第1項より)



ストーリー発案者からのコメント

ストーリーづくりをするにあたり、市役所の担当者さんから転入者に向けたテーマの例として「自治会」が示されました。「自治会」をテーマにと言われたとたんに、このマンガのオチ「ジジ会」と「自治会」を思い付きました。

地域の子どもから高齢者までが、自治会でいきいきと活動する雰囲気が伝わるようにストーリーをみんなで考えました。まず自治会というものがあることを知ってもらい、加入へのきっかけになれば嬉しいです。



場リスタNext  
幸村さん



解説

直接市民自治活動に参加することも、様々な形で活動を「応援」することも、市民自治活動を支えるのに必要なことです。

(自治基本条例第16条第3項より)



ストーリー発案者からのコメント

私は、Facebookを活用しており、イベントに参加できなくても楽しそうなイベントがあったりすると、いいねをしたりイベントをシェアしたりしています。忙しい会社員や子育て中の方などに実際にイベントに参加できなくても応援することでの「市民自治活動」が増えたらと思います。

マンガをきっかけに、日進市のホームページやFacebookページを見たり、自分の住んでいるところに興味関心を持っていただけたら嬉しいです。



場リスタNext  
やまにん





ニッシー

# 市民参加編

## 市民参加とは？

市政に関わる政策等の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民の意見を幅広く反映させるために、市民が自主的に関わること

### 日進市自治基本条例（市民参加）

- 第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。
- 2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。
  - 3 市民は、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。
  - 4 市議会及び市の執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行わなければなりません。
  - 5 前各項に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

自治推進委員会



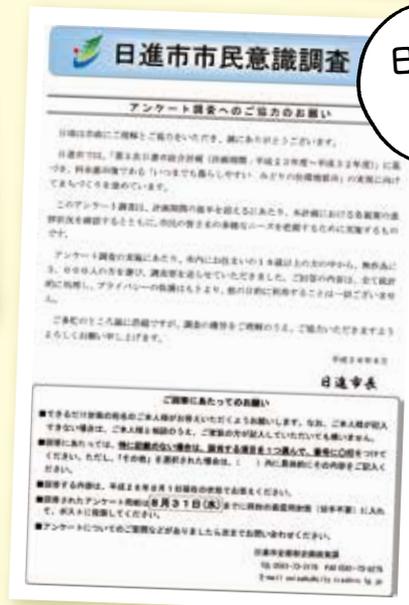
総合戦略策定ワークショップ



パブリックコメント



日進市市民意識調査



わいわいフェスティバル説明会



解説

市民参加とは、市の政策等の立案、実施などの過程で、市民の意見を反映させるために、市民が自主的に関わることです。市民参加のやり方はいろいろです。自分のできるかたちで市民参加してみませんか。



ストーリー発案者からのコメント

市民参加は難しいものではなく、自分にあった市民参加をすればいいということが伝わればと思います。

マンガを通じてワークショップの手軽さなどを理解していただき、少しでも市民が参加しやすくなればいいと思います。

自分の住む自治体に興味・関心を持つきっかけとなればいいなと思います。



名城大学都市情報学部  
昇ゼミ4年生の皆さん



解説

パブリックコメントの案内は、広報やホームページ等に載ります。届いた意見には、市の考え方をお答えします。メールや郵送等の方法で出せますので、まずは興味のある分野で意見を出してみませんか。



ストーリー発案者からのコメント

「私なんかパブリックコメントしても…」と思うのではなく、「私の意見はこれです」という気持ちでコメントしてほしいです。

スマホなどでも意見をすることは可能であるため、このマンガを通じて若者がもっと市民参加に携われるといいと思います。

市民参加を行う意味や喜びを知ってほしいです。



名城大学都市情報学部  
昇ゼミ3年生の皆さん



解説

市の計画等について、自分の意見を届けることだけでなく、市主催の行事で、企画から準備、当日の運営まで関わることも市民参加のひとつです。様々な機会や場面で市政に参加してみませんか。



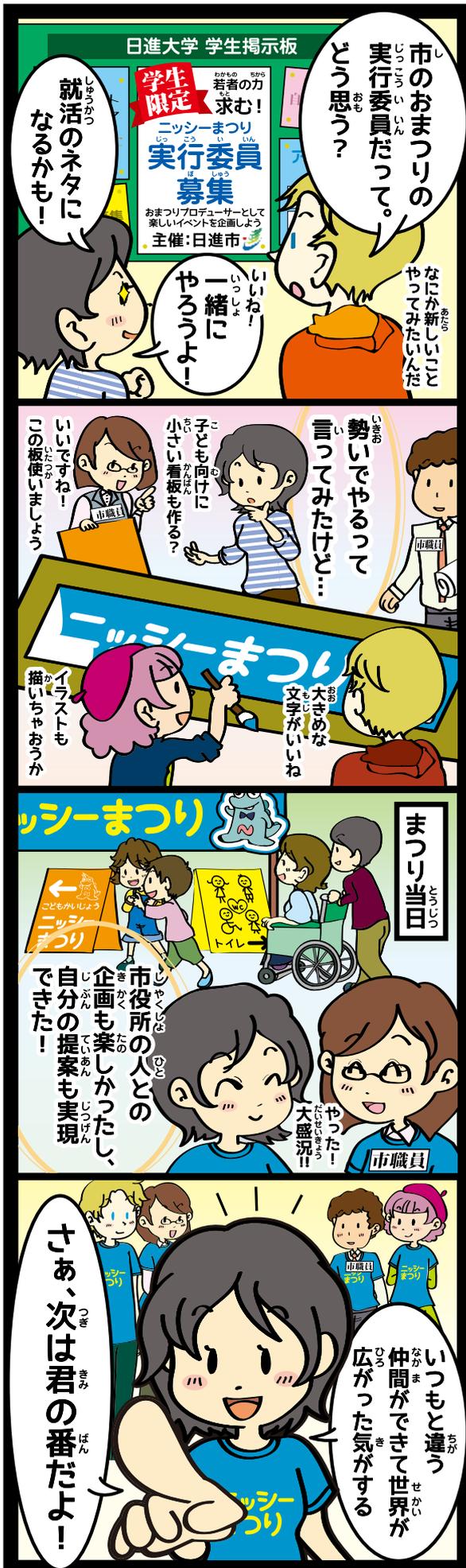
### 作画担当者からのコメント

マンガの作画を担当しました。「自分たちのまちのことは自分たちで決める」こんな基本的でそしてとても重要なことを、10年前の日進市の人達は真剣に考えてくれました。そんな思いを受け継ぎたいと思い、場リスタNextの仲間や、学生さんの思いも込めてマンガに仕立てました。

このまちに関わる様々な人が「我がごと」として関心を持って、きっかけは小さなことでいいからまず一歩踏み出し、いきいきと生きていけると嬉しいです。



場リスタNext  
 くすちゃん(写真右)



## 作成に携わったみんなの一言



**財部 剛さん**

# 場リスタNext

今回4コマ企画のファシリテーターをさせて頂きました。市民の方々の熱い想いが込められた条例を学び、もっと良いまちにしていきたいなと思いました。「パブリックコメント」や「市の公募委員に応募」など一歩ずつ挑戦中。



**あらかわさん**

# 場リスタNext

10年前に各地域で対話集会に参加されていた方々は、今でも地域のつどいの場やボランティア活動に尽力されています。これからは、私たち世代も一緒にできることから始めていきたいと思っています。



**まきちゃん**

# 場リスタNext

市主催の「場リスタ」養成講座を受講したことがきっかけで、この企画に携わることになりました。私のように自治基本条例を知らない方にも身近なことだと感じてもらえるようにメンバーと取り組みました。



**なおちゃん**

# 場リスタNext

日進市は住みやすい市だと感じます。今回初めて自治基本条例があることを知り、日常を振り返る楽しいチャンスをいただきました。日進市の魅力を知る1つだと思います!



**たっさん**

# 場リスタNext

マンガの構図やストーリーの制作補佐として関わらせて頂きました。このマンガ制作を通じて自治基本条例とともに市民参加の意義を考えるよいきっかけとなりました。



**すまいるさん**

# 場リスタNext

市民活動のマンガに携わって、とても勉強になりました。マンガの表現を使って、活動が伝わるのはとても大切な事です。



**コウちゃん**

# 場リスタNext

1回、対話集会に参加させていただいたのですが、共生共有する良識、ミッション、年代世代を通じて継続されています。



**館長(白石さん)**

# にぎわい交流館

4コママンガをつくるということで、ネタ探しのような感じで、楽しんで条例について学ぶことができました。ワークショップの中でみんなのアイデアを下書きの絵にしたなら、ほめられて嬉しかったです。



**副館長(鈴木さん)**

# にぎわい交流館

まちづくりに関わりを持つと、「自分が誰かの役に立っている」とうれしく思う瞬間があります。4コママンガづくりに少しですが参加して、いろいろな人が一緒に考えて力を合わせることの、おもしろさと難しさを感じました。



**昇 秀樹 教授**

# 名城大学都市情報学部

自治基本条例の内容は難しいため、市民に理解していただくには、内容をわかりやすく噛み砕いて説明することが大切です。そういう意味で、マンガという表現はかなりドラスチックな方法だと考えますし、条例を理解するための最初の入口として入りやすいと思いました。一方で、すべての分野をマンガで表現するのは難しいとも感じましたので、マンガで重要なポイントを伝えつつ、それ以外のわかりやすい表現方法も考えていく必要がありますね。

学生諸君にとっては、ゼミでの抽象的な理解を超えて、地方自治体のあり方など具体的な部分に触れることができました。日進市の職員と作業をしていく中で、行政の楽しさや難しさなどを知るいい機会になったと思います。



# 名城大学昇ゼミ

ストーリー作りの話し合いが楽しかったと同時に、4コマで表現する難しさも感じました。

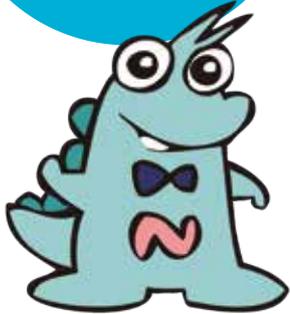
# 名城大学昇ゼミ

学生が考えたマンガを読んで、市民の方の興味がわいていただければと思います。

# 名城大学昇ゼミ

自分が住む市についても考えるいいきっかけになり、自分も市民参加したいと思いました。

# 市民自治活動に参加してみよう!



## 地縁型

- 地元にあ着がある人、興味がある人
- 幅広い世代と関わりたい人

例: 区、自治会

## テーマ型

- 福祉・子育て支援・環境など興味のある特定の分野について活動をしたい人

例: 育児サークル  
環境保全サークル

市民自治活動に直接参加することは難しくても、活動を応援することで関わってみましょう!

# あなたに合う市民参加の方法は?

スタート!

市政に関心を持ったら

自分の考えをまとめるときどうする?

- A 多人数で話しながら考える
- B 一人でじっくり考える

どのような話し合いの場に向いている?

- A わいわいがやがや話し合う
- B きっちりとした場で話し合う

どのように考えたい?

- A 資料を見て考えたい
- B 市から直接説明を聞いて考えたい

答える時はどうしたい?

- A 自分で自由に考える
- B いくつかの選択肢から答えたい

みんなで意見をつくりあげたい派

ワークショップに参加!

しっかりと意見したい派

附属機関の委員になろう!

じっくり考えたい派

パブリックコメントに挑戦!

手軽に意見を届けたい派

意向調査(アンケート)に回答しよう!

まずはもっと聞いてみる派

説明会に参加しよう!

詳しくは「日進市市民参加及び市民自治活動条例」に規定しています。

発行・お問い合わせ

日進市 企画部 企画政策課 〒470-0192 愛知県日進市蟹甲町池下268番地

電話 0561-73-3176 ファクス 0561-73-8275 電子メール seisaku@city.nisshin.lg.jp



平成30年3月